

神戸市児童福祉法施行細則の一部改正にかかる 市民意見公募の結果について

1. 背景・目的

児童入所施設徴収金基準額表の改正に伴う、神戸市児童福祉法施行細則の一部改正を行うものである。

児童養護施設等の徴収金（以下「徴収金」という。）に係る階層区分は、市町村民税及び所得税の課税状況により認定されている。国庫負担金に係る国の通知において、階層区分の認定方法の変更等が行われたため、これに沿った見直しを行う。

2. 改正の概要

(1) 改正項目

・階層区分の認定方法の変更

これまで市町村民税及び所得税の課税状況により階層区分を認定していたものを、市町村民税のみで認定するように変更する。

・階層区分数の変更

神戸市ではこれまで25階層を設けていたが、国の階層区分と合わせ、18階層に変更する。

・年少扶養控除のみなし適用の廃止

平成22年税制改正の経過措置として、税法上廃止された年少扶養控除が適用されたものとして算定していたが、国の通知に従い廃止する。

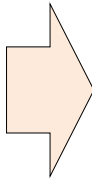
なお、令和5年7月1日以前の入所児童（者）についてはのみなし適用の廃止に伴う不利益が生じることがないように5年間の経過措置を設ける。ただし、障害児施設に関しては国の通知に基づき、のみなし適用を継続する。

・その他の改正

助産施設・母子生活支援施設の各種届出書類等の様式変更、用語の整理等を形式的に変更する。

改正前

所得階層			入所施設	通所施設
階層区分	算定基礎 市民税&所得税	内容	徴収金 (月額)	徴収金 (月額)
A	—	生活保護	0	0
B	市民税	非課税	0	0
C1		均等割のみ	2,300	1,100
C2		所得割の額がある世帯	3,300	1,700
D1-1	所得税額	8,400円以下	4,500	2,300
D1-2		12,000円以下	4,500	2,700
D1-3		15,000円以下	5,000	2,800
D2-1		20,000円以下	6,800	3,400
D2-2		30,000円以下	7,100	3,900
D2-3		40,000円以下	7,800	4,100
D3-1		55,000円以下	9,400	4,700
D3-2		70,000円以下	10,400	5,400
D4-1		101,000円以下	14,500	7,300
D4-2		183,000円以下	14,700	8,100
D5-1		283,000円以下	20,600	10,300
D5-2		403,000円以下	20,600	10,800
D6		703,000円以下	27,100	13,600
D7		1,078,000円以下	34,400	17,200
D8	1,632,000円以下	42,500	21,300	
D9	2,303,000円以下	51,500	25,700	
D10	3,117,000円以下	61,300	30,600	
D11	4,173,000円以下	71,900	36,000	
D12	5,334,000円以下	83,300	41,700	
D13	6,674,000円以下	95,600	47,800	
D14	6,674,001円以上	100,000	50,000	



改正後

所得階層(国基準と同じ)			入所施設	通所施設
階層区分	算定基礎 市民税	内容	徴収金 (月額)	徴収金 (月額)
A	—	生活保護	0	0
B	市民税	非課税	0	0
C		均等割のみ	2,300	1,100
D1	市民税 (所得割の額)	9,000円以下	3,300	1,700
D2		27,000円以下	4,500	2,300
D3		57,000円以下	6,800	3,400
D4		93,000円以下	9,400	4,700
D5		177,300円以下	14,500	7,300
D6		258,100円以下	20,600	10,300
D7		348,100円以下	27,100	13,600
D8		456,100円以下	34,400	17,200
D9		583,200円以下	42,500	21,300
D10		704,000円以下	51,500	25,700
D11		852,000円以下	61,300	30,600
D12		1,044,000円以下	71,900	36,000
D13		1,225,500円以下	83,300	41,700
D14		1,426,500円以下	95,600	47,800
D15		1,426,501円以上	100,000	50,000

(2) 適用日

令和5年7月1日から適用する。

3. 市民意見公募の期間・結果

(1) 実施期間：令和4年7月27日(水)から令和4年8月26日(金)まで

(2) 実施結果(寄せられた意見)：0件